



行政書士 MAP

福岡県行政書士会

広報部発行

第 21 回：トレッキング行政書士～頂を目指して～

行政書士は扱う業務が幅広い仕事。そのため一人ひとりの得意分野や仕事の流儀、人生の背景も実に多様です。「行政書士 MAP」では、福岡県行政書士会の会員の中から、話題の行政書士や様々な活動を行う行政書士を紹介していきます。

第 21 回は、福岡市南区で許認可業務を中心に活躍されている『すずき行政書士事務所 鱸 伸宏会員』を訪ねました。

広報部(以下、「広」): 本日は取材に応じいただきありがとうございます。まずは、所属支部、登録年次、取扱業務を教えてくださいませんか。

鱸会員(以下、「鱸」): 南福岡支部所属で平成 20 年 6 月 15 日に登録いたしました。メイン業務は建設業や産業廃棄物収集運搬業、古物商などの許認可業務や外国人の在留手続き、相続・遺言業務などを取扱っています。また、南福岡支部の支部長も務めております(4 期目)。

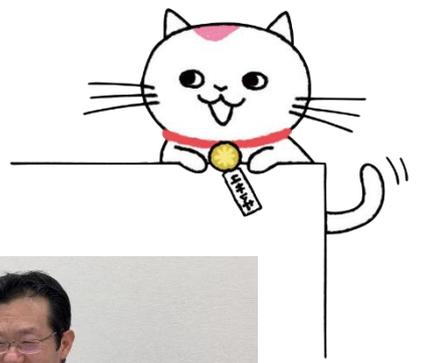
広: ありがとうございます。では色々とお聞きする前に、「鱸(すずき)」という苗字は非常に珍しいですね。苗字にまつわる由来をお聞かせいただけますか。

鱸: はい、私のご先祖様が魚釣りをしていて、釣れた魚が「鱸」だったそうです。鱸は出世魚なんですね。鱸が釣れたことはとてもめでたいということで「鱸」という苗字をつけたという話を伝え聞いています。両親や私は北九州市出身ですが、さかのぼっていけば先祖は東海地方の出身で、今でも愛知県や三重県などに「鱸」という苗字は多いようです。多いとは言っても全国で 500 名位のように珍しい苗字なんですよ。

広: 全国で約 500 名なんて非常に貴重な苗字ですね。では、行政書士登録する前はどのようなお仕事をしてこられたのでしょうか。

鱸: 建設会社に勤務するサラリーマンをしていました。香川県高松市にある大学の法学部(専攻: 行政法)を卒業し、そのまま高松市に本社のある建設会社に入社しました。本社で 4 年勤務した後、九州支店に転勤となり 7 年、合計 11 年間 建設会社に勤務していました。

広: そこで行政書士業務にもつながる建設業許可申請などについても携わることができたのですか。



鯨:いえ、そこでは建設営業や資材販売部門で建設工事の材料や物品の発注、発送手配、資材管理などを担当しておりましたので、建設業許可申請や指名願い等に関わることはありませんでした。

広:では行政書士を目指されたきっかけを教えてくださいませんか。



鯨:九州支店に転勤になり、官(役所)工事の土木系の資材販売を担当していたのですが、繁忙期と閑散期の格差が大きく、繁忙期は時間に追われ、閑散期は時間を持て余す状態でした。当時、会社の寮に入っていたのですが、同僚と飲みに行くのもいいけれど、将来のことも考え勉強を始めました。

広:大学で法律を学んでいたということもあり、法律系資格を取得したいという考えはあったのでしょうか。

鯨:当時はそういう意識は全くなかったですね。単に時間が余っていたので、まずは乙種第4類危険物取扱者^{注1}を取得しました。その後、通信で行政書士試験の講座に申し込み、一から勉強を始め1年目は不合格でしたが、2年目は宅地建物取引士の試験も受験し、同じ年に行政書士とダブルで合格することができました。

広:合格後はすぐに独立をされたのでしょうか。開業前後のエピソードがあればお願いします。

鯨:1月に試験結果が出て5か月後に登録開業しました。ただ登録する前に近所で開業されている当時の支部長の事務所を訪問し、どのようにしたら良いのか相談をし、事務所の様子を見させていただきました。その先生は社会保険労務士を兼業されており、そこで「顧問先の板金塗装の車屋さんで事務員が不足しているので手伝ってもらえないか」という話をいただき最初の頃は、車屋さんで事務の手伝いをしながら、自分の行政書士業務をスタートさせました。

広:開業当初の苦労話などございましたらお願いします。

鯨:そうですね、私は、当時の支部長には大変お世話になっていました。近所だったということもあり、分からないことがあればご指導をいただいております。また、支部の先輩方にも色々とお世話になりました。当時は県会での研修は今のように実施されておらず、協同組合で年に1回あっただけでした。今のようにインターネットで簡単に情報を得られたわけでもないのですが、実務本を何冊も読み、先輩や周りの方々に聞きながらなんとかやってきました。



広:では、行政書士をやっていて嬉しかったことや印象に残っている出来事があればお願いします。

鱈:やはりお客様から「ありがとう」と感謝される時は今でも嬉しいですね。一番印象に残っている出来事としては、在留資格の業務で経営管理ビザが不許可になってしまったという経験です。相続や他の許認可業務ではなかなか不許可というのは経験することがないのですが、在留資格の場合は不許可になることがあり得るので今でも最初に不許可が出たときのことは覚えています。入管に依頼者と一緒に行き、別室に呼ばれ、不許可を言い渡されるんです。その後、入管職員が今後の手続きのためその場を離れるのですが、依頼者と二人きりになり、何とも言えない沈黙の時間がとても長く感じ、辛かったですね。

広:その依頼者は帰国されたのでしょうか。

鱈:その後、再申請で何とか許可をいただくことができました。許可をいただけたときは依頼者に心から感謝され、不許可という結果で私も気持ちが落ちていたのでとても感動しました。

広:再申請で許可が得られて本当によかったですね。再申請をするにあたりどのような対応をなされたのでしょうか。

鱈:はい、今でも忘れません。大ベテランの先生に一から教えていただき、「この書類はダメ」「これもダメ」というような感じで厳しく添削していただき、苦勞して再申請書類を作成し、許可を得ることができました。今でもその先生には感謝の気持ちで一杯ですし、入管でお会した際は世間話をしながらも様々なことを教えていただいています。ただこの苦い経験から自分自身の甘さを知り、今まで以上に勉強したうえで業務に当たらなければならないと思う契機になりました。

広:行政書士は、先輩や横の繋がりというのは大切で、様々なことを丁寧に細かく教えてくださる関係があり、素晴らしいですね。貴重なお話をありがとうございます。

広:話題は変わりますが、鱈会員は山登り(トレッキング)がお好きだとお聞きしました。

鱈:そうですね、高い山ではないですが登っています。中小企業同友会という団体に所属しており、その登山部の活動で月に1度、日帰りで山登りをしています。最近では飯盛山^{いいもりやま}注2や貫山^{ぬきさん}注3に登りました。山に登り、自然と触れ合うことで業務



のことから一時的に離れ、リラックスすることができ気分転換にもなります。山登りは健康にも良いですし、何より頂上からの景色を眺めながら食べるお昼(特にカップラーメン)は最高においしいです。



広: これからの時期の山登りは気持ちがいいでしょうね。では、鱈会員は県会(福岡県行政書士会)で福岡県専門職連絡協議会運営委員会の委員長を務められていますが、この会はどのような目的で設立されたのでしょうか。

鱈: 福岡県専門職連絡協議会、略して「専団連(せんだんれん)」は、福岡県内に主要な事務所を置く10士業(行政書士・社会保険労務士・弁理士・中小企業診断士・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士)が集まり、相互交流を行う場として設立されたものです。

広: 具体的な活動内容を教えていただけますか。

鱈: 専団連の事業として共同相談会を実施しています。福岡県下4地区(福岡地区・北九州地区・筑後地区・筑豊地区)で開催しており、福岡地区は年に3回、他地区は年に1回、相談会を実施しています。また、各種研究会や同好会を通じて士業間の交流も図っています。直近では2月にボウリング大会、4月には新規・若手会員交流会を実施します。



ボウリング大会(2月は行政書士会が優勝)

同好会は将棋同好会、ゴルフ同好会の2つがあり、研究会は不動産研究会、法務会計研究会、被災者支援制度研究会の3つがあります。私は行政書士会の窓口として、開催周知や運営、連絡、管理など取りまとめ役を担っております。

広: 専団連は様々な活動を通じて他士業の方々とも知り合うことができ、交流を深めることができるのでとても貴重な事業ですね。専団連のイベントや活動などは、行政書士であれば参加できるのでしょうか。

鱈: はい、行政書士会員であればどなたでも参加できます。他士業と知り合いになる機会はなかなかないので是非、多くの行政書士の会員の皆様にご参加いただけたらと思います。行政書士の業務は、行政書士だけで完結する業務と他士業との絡みが必要な業務があります。他士業の先生と業務で繋がりを持つことができ、業務を分担し



南福岡支部研修会での支部長あいさつの様子

たり、お客様を紹介しあったりするなどの付き合いも生まれてきますので、特に登録年次の若い先生は積極的に参加いただけたらと思います。

広: では、県会や支部の活動に関わるメリットはどのように感じていますか。また登録年次の若い会員が会務に関わることに對するメッセージがあればお願いします。

鱈: そうですね、会務活動を通じて様々な業務に携っている先生方と知り合うことができ、自分が経験していない業務の相談を受けた時や難易度の高い業務に対応しなければならぬ時にアドバイスをいただける先輩や仲間ができるということは大きいと思



います。登録したての頃は仕事が次から次へとくる訳ではないですし、時間があるうちに会務活動を通じて、多くの方々とお付き合いを広めて、自分の情報源を増やしていくと良いと思います。繋がりを持つということは自身にとって大きなプラスになると思います。

広:最後に鱸会員の今後の展望をお願いします。

鱸:私の事務所は、補助者等はおらず一人でやっていますので、今から新しい業務分野を広げていくというよりは、これまでやってきた建設業や産業廃棄物収集運搬業、古物商などの許認可業務や外国人の在留手続き、相続・遺言業務を柱に今後もしっかりとこの分野の研鑽を積み、街の身近な法律家として多くの方々をサポートしていきたいと思っています。

また、私が登録したばかりの時に諸先輩からご指導いただいたように、登録したての先生や業務のことで困っている先生方から相談を受けることがあれば、できる限りアドバイスを行い、行政書士として輝いていただけるよう応援していきたいと考えています。



南福岡支部の役員の人々と一緒に

広:本日はお忙しい中、有意義なお話をありがとうございました。



山頂から眺める美しい景色

注 1 乙種 第 4 類危険物取扱者

…消防法に基づく国家資格で主にガソリンや灯油、アルコール類などの第 4 類危険物を取り扱うために必要な資格

注 2 飯盛山

…福岡市西区にある標高 382m の山

注 3 貫山

…北九州市小倉南区にある標高 712m の山



～行政書士プロフィール～

鱸 伸宏(すずき のぶひろ)

登録年月日:平成 20 年 6 月 15 日

事務所所在地:福岡市南区弥永 5 丁目 15 番 33-401 号

この記事は令和 8 年 4 月 1 日の情報です